

# 令和6年度住民税（市民税・都民税）の申告・相談 令和5年分所得税の確定申告の仮受付・相談

期 間 2月16日(金)～3月15日(金)（土・日曜日、祝日を除く）  
時 間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分  
会 場 市役所東庁舎4階大会議室 問合せ 課税課市民税係☎165

## 住民税（市民税・都民税）申告は郵送で

### 住民税（市民税・都民税）の申告が必要な方

- 給与所得のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
- 事業・不動産・配当・個人年金・そのほかの所得のあった方で、所得税の確定申告が不要な方
- 非課税所得（遺族年金・障害年金・雇用失業保険・生活保護受給など）のみの方
- 収入がなかった方（市内の同一世帯の方から扶養されている方を除く）



▲住民税申告が必要か確認できます

### 提出方法

申告書に署名し、電話番号、社会保険料控除（書類の添付がない場合）、配偶者・扶養親族に関する控除、本人該当など必要事項を記入の上、必要書類を同封して郵送または、直接、申告会場へ

宛先 〒205-8601（所在地記載不要）羽村市課税課市民税係  
※所得や控除の書類を同封している場合は、金額の記載は不要です。  
※申告書の控えに収受日付印が必要な方は

「住所、氏名」を記載した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。  
※令和5年中に収入のなかった方は申告書裏面の「7. 収入(所得)のなかった方へ」も記入してください。  
※同居の親族に扶養されている方も住民票上世帯が別になっている場合は、申告が必要です。

### 市職員による確定申告の仮受付・相談に関するお願い

確定申告は利用率50%以上のe-Tax（電子申告）や郵送、管轄である青梅税務署へ  
※高齢の方や体の不自由な方など、e-Taxや青梅税務署の利用が難しい方のみ、市役所での仮受付・相談を行います。  
※詳しくは6ページをご覧ください。  
※住民税（市民税・都民税）の申告は、例年どおり郵送または申告会場へお越しください。

### ◆申告・相談の受付内容・期間（いずれも土・日曜日、祝日を除く）

申告の内容	市役所 [4階大会議室]		青梅税務署	
	税理士による無料申告相談	市職員申告相談		
住民税（市民税・都民税）申告	×	○	×	
確定申告	年金・給与所得	○	「高齢の方」などが対象	○
	営業・農業などの事業所得	○	×	○
	不動産所得	○	×	○
	住宅借入金等特別控除	○	×	○
	損失申告	市役所では受け付けません。青梅税務署で相談してください。		○
	土地・家屋・株式などの譲渡所得	市役所では受け付けません。青梅税務署で相談してください。		○
	過年分	令和4年分のみ	×	令和4年分以前
作成済み確定申告書の提出	×	提出用ポストへ※	○	

※提出用ポスト…2月5日(月)から市役所1階市民ホールと4階申告会場に設置します。

- ・市役所で「作成済み確定申告書」を提出する場合、「住所、氏名」を記載した封筒に確定申告書を同封し、「提出用ポスト」に入れてください（受付時間内のみ）。収受日付印が押された控えが必要な方は、申告する方の「住所、氏名」を記載した返信用封筒（切手貼付）を同封してください（市役所では収受日付印を押していません）。
- ・混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合があります。
- ・午前8時15分頃までは、正面玄関から庁舎内に入ることはできません。午前8時15分以前の来庁時は、地下1階玄関（青梅線側）を利用してください。
- ・感染症拡大防止のため、午前8時前に並ばないでください。

### 住民税（市民税・都民税）申告相談、確定申告の際に必要な書類など

- ① 申告書（事前にお持ちの方）
- ※市民税・都民税申告書は2月5日(月)発送予定です。
- ② 源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料
- ③ マイナンバーカードなどの番号確認書類と運転免許証などの本人確認書類（確定申告は写しをお持ちください）
- ④ 所得税の還付の場合は、通帳など金融機関の口座番号がわかるもの
- ⑤ 令和4年分の確定申告書の控え（お持ちの方）

### ◆各控除を受ける場合

- ⑥ 国民年金保険料などの控除証明書
- ⑦ 社会保険料などの領収書（令和5年中に国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料などを支払ったもの）
- ⑧ 生命保険や地震保険の控除証明書
- ⑨ 医療費控除の明細書（事前で作成してください）、そのほか控除を受けるために必要な書類



▲医療費控除について

- ⑩ 寄附先からの領収書など
- ⑪ 身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）など
- ⑫ 配偶者の所得が明らかになる資料
- ⑬ 国外に居住する親族を扶養している扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除の適用を受ける方は、親族関係書類（戸籍の附票、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など）と送金関係書類（送金依頼書など）
- ※年齢が30歳以上70歳未満の方は原則控除対象外ですが、(1)留学により国内に住所を有しなくなった方(2)障害のある方(3)生活費などに充てるための支払いを38万円以上受けている方は対象となりますので、留学や障害の事実がわかる書類もお持ちください。
- ※外国語で作成されている場合は、日本語に翻訳されたものも必要です。
- ※詳しくは「令和6年度住民税から適用の税制改正」を確認してください。



### ◆申告は2月15日(金)まで！

期限までに申告がないと、令和6年度の課税・非課税証明書が発行できなかつたり、住民税への申告内容の反映が遅れたりする場合があります。注意してください。

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。